

**鳥取県告示第261号**

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の4第2項の規定により、次のとおり指定試験機関から主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定試験機関の名称	変 更 前	変 更 後	変更年月日
財団法人行政書士試験研究センター	東京都千代田区日比谷公園1-3	東京都千代田区一番町25	平成24年4月23日